

公費負担（選挙公営）等 Q & A

山辺町選挙管理委員会

このQ&Aは、町議会議員及び町長選挙の選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考と
していただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異なる点がありますのでご注意ください。

目 次

<1. 共通>

1. 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？ 1
2. 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？ 1
3. 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はある
ますか？ 1
4. 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度です
か？ 2
5. 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行う
べきですか？ 2
6. 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合は、どうすればよいですか？ 2
7. 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあり
ますか？ 2
8. 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？ 2

<2. 自動車の借入れ>

1. 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？ 3
2. 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象になります
か？ 3
3. 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象に
なりますか？ 3
4. レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けた自動車を借りよ
うと思っていますが、オプション等の付帯料金は公費負担の対象となりますか。 3
5. レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル
代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？ 4
6. 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求するこ
とができますか？ 4
7. 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約
期間はどのように記載したらよいですか？ 4

8. 選挙運動用自動車の借入れに当たり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか？ 5
9. 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。 5
10. 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？ 6
11. レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？ 6
12. 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？ 6
13. 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請に当たって、注意すべき点を教えてください。 6

＜3. 燃料の供給＞

1. 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？ 7
2. 選挙事務所の業務用自動車の燃料も、公費負担の対象になりますか？ 7
3. 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？ 7
4. 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。 7
5. 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか？ 7

＜4. 運転手の雇用＞

1. 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？ 8
2. 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？ 8
3. 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？ 8
4. 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか？ 8
5. 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？ 8
6. 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？ 9
7. 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか？ 9

＜5. 選挙運動用ビラの作成＞

1. 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか？ 10
2. 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか？ 10
3. 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか？ 10

4. 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？ 10

<6. 選挙運動用ポスターの作成>

1. 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか？ 11
2. 選挙運動用ポスターには、規格など制約がありますか？ 11
3. ポスター作成に関するどのような費用が、公費負担の対象となりますか？ 11
4. 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？ 11
5. 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？ 12
6. ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？ 12

公費負担（選挙公営）等に関するQ&A

【1 共通】

Q1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？

A1 次の①～③の費用が公費負担の対象となります。

ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

■自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

■自動車の借入費用（レンタカー契約）

■自動車の燃料代

■運転手の雇用費用

※（A）と（B）の併用はできません。

②選挙運動用ビラの作成

③選挙運動用ポスターの作成

Q2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A2 公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば差し支えありません。

Q3 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A3 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A4 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

また、実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q5 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A5 それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものですので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q6 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合は、どうすればよいですか？

A6 届出書類に誤り等がある場合は、直ちにその旨を町選挙管理委員会に届け出てください。

Q7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A7 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられているため、必ず保管してください。

Q8 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A8 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

【2 自動車の借入れ】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者一人につき1台です。

令和8年1月の法改正により、選挙運動用自動車の規格が、全ての選挙において、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満に統一化されています。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A3 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q4 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けた自動車を借りようと思っていますが、オプション等の付帯料金は公費負担の対象となりますか？

【例】付帯料金

・ 免責補償料（任意加入）	1,200円／日
・ 特別装備料（予備バッテリー）	1,500円／日
・ 装備品使用料（ルーフキャリア）	1,300円／日
・ 保険補償以外のサービスに係る保険料	500円／日

A4 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上の事例のように別途、免責補償料を任意で契約し支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

Q5 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A5 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q6 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A6 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q7 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A7 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q8 選挙運動用自動車の借入に当たり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいですか？

【例】基本料金（初日24時間まで） 10,000円
（2日目以降1日につき） 7,000円

契約期間 8/20～8/28（9日間）の場合（契約金額 66,000円）

月日	8/20	8/21	8/22 告示日	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27 選挙期日	8/28
選挙運動 期間			←----- 選挙運動期間（5日間） -----→						
借入期間 契約等			←-- 公費負担請求可能期間（5日間） --→						
	←----- 実際の借入期間（9日間） -----→								
基本料金	10,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

A8 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となります。

公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の8月22日から8月26日までの5日分の基本料金の合計金額35,000円（7,000円×5日）が公費負担の対象となります。

※公費負担の1日当たりの上限額は、16,100円

Q9 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A9 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q10 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A10 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q11 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A11 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q12 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A12 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q13 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請に当たって、注意すべき点を教えてください。

A13 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A2 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A3 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A4 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日 ②給油量 ③登録番号（ナンバー） ④給油金額 が記載されていることが必要となります。

Q5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか？

A5 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象になりません。

【4 運転手の雇用】

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。
契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A2 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

【例】選挙運動期間 8月22日～8月26日（5日間）

- ・A氏 8月22日～8月24日までの3日間で運転契約
- ・B氏 8月25日～8月26日までの2日間で運転契約

A3 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。（同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。）

Q4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか。

A4 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A5 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A6 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

Q7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

A7 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。
※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（1）～（6）略

（7）町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

A2 ・枚数…町長選挙 5,000枚以内

町議会議員選挙 1,600枚以内

・種類…2種類以内

・規格…長さ 29.7cm×幅 21.0cm（A4版以内）両面印刷が可能

・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。

・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A3 次の方法により頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A4 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A1 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

（1）～（4）略

（5）前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

Q2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか？

A2

- ・ 掲示場所…町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（83か所）の1か所につき1枚掲示できます。
- ・ 規格…令和8年1月の法改正により、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ 42.0cm×幅 40.0cm以内に統一、個人演説会告知用ポスターは廃止されています。
- ・ 記載内容…ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならないほか、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければなりません。また、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等ポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載することはできません。

Q3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A3 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります。）。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A4 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A5 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q6 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A6 この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 条例の限度枚数 100枚 | ② 条例の限度単価 4,398円（現在） |
| ③ 実際の作成枚数 120枚 | ④ 実際の作成単価 4,000円 |

■計算方法

- ・（公費負担の対象枚数）⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
①または③の少ない方 ⇒ 100枚（A）

【正しい計算方法】

- ・（公費負担の対象単価）⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較
②または④の少ない方 ⇒ 4,000円（B）
- ・（公費負担額）⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

（A） （B）

100枚×4,000円＝400,000円（正しい請求金額）

【誤った計算方法】

「限度枚数（100枚）×限度単価（4,398円）」で算出される額『439,800円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数③と実際の作成単価④を掛け合わせて算出した。

③ ④

120枚×4,000円＝ 480,000円（誤った請求金額）